

移

民になったデカセギ日系人—未来への展望 平成23年度在日日系人のための生活相談員セミナー

パネル・ディスカッションを実施
二宮、松本、アンジェロ、堀坂 各氏初のそろい踏み



パネル・ディスカッションで会場からの質疑に答える左よりアンジェロ、松本、二宮、堀坂の各氏

当協会は、去る2月14日、JICA横浜で、「平成23年度在日日系人のための生活相談員セミナー」を実施した。都道府県や市町村などの外国人相談窓口担当者が、専門知識や最新の情報を得、相互に共有し、業務のスキルアップを図ることを目的に、平成15年度より毎年実施しており、平成20年度からは、同年秋のリーマンショックによる世界同時不況下、日系人の解雇、雇い止めが深刻化した状況を受け、東海地区の日系人集住地域に位置する名古屋でも実施してきたが、今年度は内容をより充実させ横浜のみでの開催とした。

南米系の在日日系人は、昨年3月の震災後の帰国者もあわせると、10万人以上が帰国したが、残留した者の数は、ブラジル人の21万5千人を筆頭に、二重国籍所持者もあわせると30万人近くはいると見られ、これらの人々は、生活の基盤を完全に日本に移し、今後も日本で就労し、生活していく強い意志を有している。

デカセギ日系人の定住化傾向が強まっていく過程で、社会保険、労働、住民登録、地域との共生、子弟の教育など様々な問題が顕在化する中、まず地方自治体がその対策について迫られ、政府は後追いの諸施策を実施してきた感は否めない。が、3月1日より、日本とブラジル間の社会保障協定が発効し、本年7月からは、外国人登録制度が廃止され、「在留カード」による新しい在留管理制度が施行される運びとなったことは、これら日系人を移民として受け入れる体制作りの一端が整ったといえる。

セミナーでは、午前中に、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課山本麻里課長より「最新の日系人雇用情勢と施策について」、同年金局国際年金課大澤幸生課長補佐より「日伯間の社会保障協定について」、文部科学省大臣官房国際課企画調整室伊佐敷真孝室長補佐より「定住外国人の子供の教育について」、法務省入国管理局参事官室重友和明補佐官より「新しい在留管理制度の概要について」、それぞれ講義をいただいた。

午後からは、国外就労者情報援護センター(CIATE)理事長として、日伯両国で20年間にわたり日系人のデカセギ問題に取り組んできたサンパウロ大学教授の二宮正人氏、日系人の法務関係の通訳や翻訳を手がけ、スペイン語圏の在日日系人コミュニティに明るいアイデア・ネットワーク代表のアルベルト松本氏、在日ブラジル人のオピニオンリーダーとして、ブラジル政府の公認する「在外ブラジル人代表者評議会」の地区代表にも選出されている、武蔵大学教授のアンジェロ・イシ氏の3名をパネリストに招き、パネル・ディスカッションを実施した。ラテン・アメリカの政治経済の専門家である、上智大学名誉教授で、当協会常務理事の堀坂浩太郎氏がコーディネーターを務めた。

二宮氏は、日本人のブラジル移住の歴史と、デカセギから20年以上が経過した在日ブラジル人の歩みを比較し、在日日系人子弟が近視眼的な経済自立を求めることなく、祖先であるブラジル移民が子弟教育に力を入れ、学歴を通じて社会上昇への道を開いていった先例に習うべきであるとした。

松本氏は、震災後に各地で日系人による被災地支援を行うボランティアグループが出現したことについて、日本に対する恩返しと日本社会の一員であるというアピールであると分析した。

イシ氏は、自らを「在日ブラジル人」1世であるとし、永住を決意した日ブラジル人は、日本社会の一員であるという意識とともに、海外で暮らすブラジル人全体を視野に入れた「在外ブラジル人」としての意識を持つに至っており、中国の華僑のような「伯僑」のネットワークが作りがすでに行われていることを示唆した。

セミナー終了後、日本行政書士会連合会の協力による無料相談会も開催した。

浜で家族のルーツを発見!

継承日本語教師研修基礎Ⅱの宍戸さん、河内さん、吉岡さん



家族の写真を見つけた宍戸さん

移住先各国で、日系人がそのアイデンティティの核となる日本文化を保持するために、日本語を子孫に継承していくことは、日系人にとっても、日系人を海外における「資産」とする日本にとっても共通の願いである。JICAが実施する継承日本語教師研修は、当協会が業務を受託実施しており、基礎Ⅱコースは現地の日本語学校で中堅クラスとして活動している教師を対象としている。23年度はブラジルより5名が来日し、12月4日から3月1日までJICA横浜で研鑽を積んだ。

アマゾン地域にあるマナウスから来日した宍戸理恵さんは、JICA横浜海外移住資料館に併設されている図書資料室(海外移住)で、「ベラビスタ移住地創設30周年誌」に、1953年に移住した当時少年であった父と、それから10年余を経た若者たちの集合写真の中に並んで寄り添う両親の姿を見つけた。宍戸さんの両親の家族は、ともに戦後移住の先駆けとなった、ジュート栽培を目的としたアマゾン移民(辻移

民)の第一次として移住し、現地で出会い結婚した。父親の家族は戦前フィリピンでマニラ麻栽培に従事していたが、日本に引き揚げ後、気候が似ており自身の経験が生かされると考えた祖父が応募しすぐに合格したという。そんな家族の歴史を改めて知るきっかけになった。

サンパウロ州バストス市の河内ホーザ・ミチエ・志村さんとサンパウロ市から来た吉岡ローザ江梨子さんも乗船者名簿に家族の名前が載っているのを見つけた。「ブラジルで暮らしている大勢の日系人。その一員となった自分の家族の第一歩が日本に記録として残っている」「ブラジルでは考えたこともない感動」だった。「ここに名前がなければ、私はここにいる」と河内さん。

吉岡さんは、初めて父親に手紙を書いたという。「娘であることを誇りに思います」



吉岡さん(左)と河内さん

日本語学校生徒研修に参加して

パラグアイの中越 カミラ さおりさん

移住先各国の日本語学校で学ぶ13才から15才までの日系人の子弟を日本に招へいする、「日本語学校生徒研修」は、当協会がJICAより業務を委託され実施している。平成23年度は、6月下旬より7月中旬まで、カナダ、メキシコ、ドミニカ共和国、コロンビア、ベネズエラより合計13名を受け入れた。下半期は、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ペルー、ボリビアより36名が1月11日に来日し2月8日に帰国した。パラグアイの首都アスンシオンから来日した中越カミラさおりさんに話を聞いた。

「父は日系2世、母はパラグアイ人で家ではスペイン語で話しています。父は日系人なのに日本語ができなかったの、私に日本語ができるようにと3歳から日本語学校に通わせてくれました。家族のなかで誰も日本に行ったことがないので、私が初めて日本へ行って日本がどういうところか教えてあげられたらと思いました。

研修で行ったホームステイ先では家族のように受け入れてくださり、日本の中学校へ行ったときには、

歓迎してもらって、友達もできて、本当に嬉しかったです。また絶対日本に来たいと思います。

帰国後はパラグアイの高校に通います。土曜日だけ週1回、通い続けた日本語学校は中学校までなので、日本語学校の幼稚園で、平日の午後週3回行っていたボランティアは続けて、日本語を話す機会を作っていきたいと思います」



中越さん(左)。同じくパラグアイから参加した福岡日登美さん(中)、関寿郎さん(右)と

在日
ニッケイ人は
今...

仮設住宅がエステサロンに 日系人による東日本大震災活動助成で

1月には「音楽出張ライブ」 3.11に「聖火」セレモニー

震災後1年が経った。直後から当協会に海外日系社会から寄せられた義援金は、昨年末に締め切るまで2200万円を超え、2度にわたり被災3県に分配し贈呈した。

一方、日本で被災地支援を続ける日系人グループの活動を支援の対象として、パンアメリカン・ブラジル日系人協会とチリのバルパライソ日本人会から、合わせて1,790,057円の寄付があり、当協会では「日系人による東日本大震災支援活動助成金」として実施要項を作成して案件を募集した。

第一弾として、1月28日(土)から30日(月)にかけて、NPO法人ABCジャパン(橋本秀吉代表)が主催し、宮城県気仙沼市、名取市、石巻市の仮設住宅合わせて4カ所で、日本人歌手の中平マリコさん、NHKのど自慢で優勝した演歌を愛するブラジル人アンドレ・ヘイスさん、ボサノバ歌手のサブリナさん、ブラジル人ラッパーのACE(エース)の4人で行う、「音楽出張ライブ」が行われた。

各仮設住宅の集会所には子供からお年寄りまでが集い、「上を向いて歩こう」では、住民も一緒になって合唱した。中平さんが歌う美空ひばりに、足元のおぼつかなかったお年寄りが、昔習ったという日本舞踊を、背筋もしゃきんと披露するという一幕もあった。



その場で挙げられた言葉を取り込んで、即興で日本語によるラップを披露するACE。1月27日、名取市で

3月3日(土)、4日(日)には、在日日系人向けに鍼灸マッサージ、美颜エステやネイルアート等を教える愛知県豊橋市のCECAP-日系職業訓練センターの生徒らのグループが、石巻市の仮設住宅での無料施術ボランティアを行った。

参加したのは、同センターの桑原真理愛講師、小山リリア講師、中山カルメン講師、卒業生の行村ソニアさん、生徒の南口ザンジェラさん、須藤セリタさん、赤嶺ロザナさん、小林プリシラさん、柳原アルケレさんの9名。行村さんはペルー、他はブラジルの出身。

参加したブラジル人たちは、同じ日本に住む者として心を痛め、ずっと被災者にマッサージやネイルアート等を施術したいと思っていたが、被災地で活動するための、窓口や手続きが分からなかったため、仮設住宅の集会所で、ビーズによるアクセサリー作りをお年寄りや子供向けに実施している日本人のボランティアグループ「プロジェクト結」との共同企画として実現した。

ブラジル人のレンタカー業者がバスを運転し、名古屋を出発したのが前日、金曜の夕方5時。翌朝6時には石巻に着く予定が、大雪



心を込めて施術をするブラジル人エステティシャン達。3月5日石巻市で東北自動車道が閉鎖。開通を待ちながら、結局着いたのは土曜の昼過ぎ。16時間の長旅となり、午前中に予定されていた1カ所は参加できずブラジル人らのグループが活動できたのは3カ所だった。

長旅でさぞ疲れていると思いきや、車内では寝ずに全員がしゃべり詰めだったそうで、桑原真理愛さんは「さすがブラジル人、祖国を見直した」と語っていた。

仮設住宅の集会所には、専用のベッド、椅子、足マッサージ用の足湯の機器、タオルウォーマーなどが運び込まれ、必要機材を完備した本格的な「サロン」ができあがった。

仮設住宅に移ってから引きこもりがちになり、「体が固まってしまった」という人、「出歩かなくなってお洒落など忘れていた」という人。ツメにきれいな花の絵を描いてもらい、目を輝かせる人等。たまに片言の日本語で「イタクナイデスカ」などと気遣いながら心づくしの施術を行うブラジル人女性らの気持ちは、被災者に確実に届いたようだ。外国人と接した経験もないのに、顔と足を同時にマッサージしてもらった80才の女性は施術が終わると「もったいない」と泣き出した。

「エステティシャン達にもこの旅は大変良かった。日本人との接触がほとんどなく、日本語を話すチャンスもあまりないから感動いっぱい、帰りのバスではみんな泣いていました」と桑原さん。

3月11日の震災一周年では、ブラジル大使館前で採火した「聖火」を、約50人がバス2台に分乗して宮城県仙台市、名取市まで運び、この1年ブラジル人らが被災地で続けてきた活動を通じて、地元の人々との間にできた「絆」を確かめ合うセレモニーが行われた。

これらすべての活動には海外日系人協会職員も参加した。



「3.11市民とボランティアのつどい」に参加するブラジル人達。仙台市で

日伯社会保障協定が発効 説明会に250人が参加

今回は、いよいよ3月1日に発効した日本ブラジル社会保障協定に先立ちサンパウロで開催された事前説明会の概要を報告いたします。

2月10日に、ブラジル日本商工会議所が主催した説明会は、正午より市内のホテルで懇親昼食会を兼ねた会費制で行われ、同会議所会員である日本からの企業駐在員等約180人が参加しました。

翌11日、総領事館が主催し、CIATEが後援し、文協ビル貴賓室で行われた説明会には、2時に始まり6時半まで行われ、デカセギ帰国者など250人が集まりました。

日本からは、厚生労働省年金局国際年金課斎藤隆課長補佐、安倍愛子同企画係長、日本年金機構事業企画部国際事業グループ山崎和博企業業務役が説明を行い、ブラジル側は、ブラジル社会保障社会省ホジェリオ・ナカガミ・コスタンジ保障制度局長、国立社会保険院(INSS)ベネジット・ブルンカ給付部長、マリア・コンセイソン・コエリョ同国際協定・条約課長等政府関係者の出席が有りました。

サンパウロ領事館からは、前職が日本の厚生労働省の国際年金課係長であり、まさに日伯間の社会保障協定締結までにこぎつけた立役者である坪井俊宣領事官が出席し、会場から大きな拍手を浴びました。

日伯社会保障協定は、ブラジルに派遣される日本人、日本でのブラジル人就業者が増加する状況の中、保険料の二重負担や保険料の掛け捨て等の問題解決の為、協議され締結に至ったものです。

年金受給資格に関し、日本では原則25年(300カ月)、ブラジルでは15年(180カ月)の年金加入期間が必要とされていますが、両国での年金加入期間の合算が可能になります。例えば、日本の年金加入期間が13年、ブラジルでの年金加入期間が12年ある場合、合算すると25年となり、協定発効前であれば、受給資格

要件25年以上の日本、15年以上のブラジルでも、それぞれ13年、12年と受給対象とならなかったものが、協定発効後は、これを通算できるため13年+12年=25年と、両国で受給の対象となります。

但し、両国の年金受給額に関しては、それぞれの国で支払った期間に基づき計算され、日本では13年分、ブラジルでは12年分の受給額となります。また、両国で重複して加入していた期間に関してはダブルカウントをしない。つまり、日本の受給資格を満たす為に、ブラジルの年金加入期間と日本の年金加入期間と重複する加入期間があったとしても、通算期間の合算には用いられないということです。

手続きについて、協定発効前は、日本の年金申請は日本の年金担当窓口へ、ブラジルの年金申請はブラジルの年金窓口(INSS)へと、当該国の年金は、それぞれの本国で申請しなければならなかったものが、協定発効後は、INSSでの日本の年金申請が、又日本の年金担当窓口でブラジルの年金申請が可能になりました。

日本国内で、協定による日本の年金を請求する場合、申請者は、年金事務所、年金相談センターで、年金裁定請求書、ブラジル年金加入期間申立書を提出すると日本年金機構本部に送付され、ブラジルのINSSで年金加入期間の確認後、日本年金機構に報告され、報告申請人に裁定結果が通知されます。

日本国内で、協定によるブラジルの年金を請求する場合、申請者は、年金事務所、年金相談センターにブラジルの年金申請書を提出。日本年金機構本部からINSSに送られ、INSSから申請者に直接裁定結果が通知されるというのが、その流れです。

一方、ブラジル国内で協定による日本



協定の詳細を説明する厚生労働省国際年金課斎藤隆課長補佐(文協ビルで)

の年金を請求する場合は、申請者はINSSに国民年金・厚生年金保険裁定請求書を提出。INSSよりブラジルの年金加入期間の報告と共に日本年金機構本部に送付され、申請者に裁定結果が直接通知されます。

ブラジル国内で、協定によるブラジルの年金を請求する場合は、INSSにブラジルの年金申請書と日本の保険期間確認請求書を提出すると日本年金機構本部に送付され、同機構で申請者の日本の年金加入期間を確認後INSSに報告さ、INSSから申請者にブラジル年金の裁定結果が通知されます。

ブラジルの年金給付の受給資格は15年以上の加入(保険料納付)期間を有することが条件で、受給開始年齢は、男性65歳、女性60歳となっていますが、男性が35年、女性が30年の加入(保険料納付)期間を有している場合、原則として年齢は問われません。申請受付は受給権発生時に行います。

両国政府担当者からの説明が終わった後も、質疑応答に1時間以上が費やされ無事18時30分に終了しました。

CIATEでは訪日就労希望者に対し毎週火、木曜日に、事前研修として、日本の社会保険制度や日本の習慣等、訪日の際に必要な情報を提供していますが、この機会を持って社会保険加入等の必要性を考える一端になればと思います、開催に協力し、またこの紙面をお借りして報告させて頂きました。

生活保護、住宅ローン他

相談センター所長 西山 巖

(財)海外日系人協会 **日系人相談センター**
 ■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
 9:30～12:30 13:30～17:30
 ■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語
 ■電話番号 045-663-3258

2011年4月から2012年2月(11カ月間)における当相談センターが受け付けた相談件数等は次の通り。

相談者の人数は1,350人、相談件数では2,514件(前年度比52%減)であった。相談者の男女内訳は、男性595人、女性755人で国別相談者数は、ブラジル53%、ペルー23%、日本人19.5%、その他21カ国となっている。内容別にみると、生活相談が一番多く、保険・年金・税金、労働問題、研修・奨学金、通訳・翻訳と続いている。

(相談事例) 生活保護支給の判断規定について

相談 相談:夫が働いていた会社の経営状態が悪くなり、リストラが始まったようです。現在のところ夫はリストラの対象にはなっていませんが、まわりの同僚達が次々と去っており、夫の解雇も時間の問題となっています。現在自分は働いてなく、夫の給料で2人の子供を養っています。もし夫が解雇されれば、生活は厳しい状態となります。つきましては最悪の場合「生活保護」のお世話になることも視野にいれておかねばならないところ、「生活保護」申請の対象者等につき詳細を教えてください。

対応 「生活保護」の制度とは、憲法第25条の国民の権利とした「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するもので、暮らしに困った世帯にお金(保護費)を支給し、更にこの支援の間に職探しや職業訓練などに専念してもらうことで自立を促すことを目的としています。この支援額は地域によって異なります。

受給の大前提として「あらゆる資産や能力を使っても生活ができない」と政府が認定する必要があります。従って働けるのに仕事を見つけようとならない人は対象になりませんし、預貯金の有無も関係してきます。更に、親兄弟からの援助の可否、年金等の他からの給付対象もチェックされます。このように非常に厳しく審査されます。あなたの家族の場合、ご主人が解雇された後、ハローワークで新しい仕事を探すこととなりますが、生活保護についてもまずハローワークでの相談から始まります。

外国人の住宅ローン審査基準

相談 日本に来て20年、ようやく生活も落ち着いてきて、将来日本に住み続けるべく現在家族全員の永住査証を申請中です。現在住宅は賃貸で、そろそろマイホームを持つ計画をしています。今般不動産会社を通じ住宅ローンの申請の可否を銀行に問い合わせてもらったところ、申し込みはできない旨返答を得たとの連絡を受けました。大変ショックを受けました。外国人は住宅ローンの申し込みはできないのでしょうか。

対応 以前、永住資格のない外国人の住宅ローン申し込みを拒絶した銀行に対し、外国人差別だとして損害賠償を訴えた裁判がありました。「永住資格のない外国人は在留期間経過後日本に在留できるかどうかは不確実な法的地位にある」と指摘し「住宅ローンは採算性が低く金融機関はコ

ストを抑える必要があるが、もし貸付対象者が国外退去すれば、その回収に多大なコストがかかる」といった判決が出て却下されました。

結局融資の基準となるのはやはりその在留資格で、ローン返済期間以上の在留資格があれば問題ない、ということのようです。たとえば3年の在留資格で日本に在住している場合には、その3年以内に返済が完了するローンなら契約できる可能性が高いということになります。あなたの場合、現在は定住許可のステータスであるところ、申請中の永住許可を取得した後マイホームを入手するのが得策であると思います。

養子縁組の解消

相談 3年間日本に在住し、働いてきたが、母の体調が悪くなったことから、ブラジルに帰ってきました。日本在住中日本人の男性と懇意になり同棲していました。ブラジルに帰り妊娠していたことが判明、6カ月前に男の子を出産しました。日本の男性より、生まれてきた子を自分の養子として育てたいと、日本在住の自分の姉を法定代理人として「養子縁組」の手続きをした旨連絡がありました。当初その男性は自分と子どもを日本に呼び寄せ正式に結婚したいと言ってきましたが、最近になり、親の反対(子どもが本当に息子の子であるかどうか疑わしい)で結婚の話も流れ、子どもの養子縁組も解消したいとの連絡を受けました。今後どのように対処すべきか、困っています。

対応 親が反対する理由の一つである「息子の子であるかどうか」はDNA鑑定で証明できると思います。ただ、あなたの説明から察するに、男性側は現段階ではあまり結婚に乗り気でないような感じを受けます。DNA鑑定の結果、自分の子どもであることが証明されても結婚をキャンセルされる可能性も否定できません。慎重に検討し、相手側男性とじっくり話し合せて決めてください。

養子縁組の解消、すなわち離縁については、15歳未満の場合には養子と法定代理人(多くの場合は実親)との合意で行うことになっています。離縁の協議が成立しない場合は家庭裁判所に離縁の審判を求めることになります。

あなたの場合、話し合いの結果、男性側が結婚を希望せず、あなたと意見が食い違う場合は、「縁組を継続し難い重大な理由がある」という理由で家庭裁判所に審判を求める必要があると思います。

**在日外国人向け保険サービスの
ビバビータ野口社長に
ブラジルよりグランクス章**

日本に在住する外国人向けの医療・生命保険会社(株)ビバビータメディカルライフ(神奈川県大和市)野口重雄代表取締役が、ブラジルのグランクス章を受章し、2月6日、サンパウロ市のブラジル日本移民史料館展示室で、伝達式と祝賀会が行われた。

野口氏は1998年に、同社の前身である在日外国人就労者共済会(VIVA VIDA!)を設立。主として社会保険に加入していない外国人労働者向けに保険サービスを提供してきた。

2009年に少額短期保険会社となるまでにのべ10万人以上の在日ブラジル人が会員となり、現在でも外国人専門のサービスを展開する保険業者としては日本で唯一であり、加入者の半数はブラジル人であるという。

また05年には「外国人労働者問題協議会」の設立に尽力。事務局長に就任し、在日就労者が抱える問題について研究・分析を行い、問題の解決に向け提言を行ってきた。

ブラジル人労働者のための事業や、支援活動がブラジル本国でも高い評価を受けたもの。



ブラジル教育統合協会教仁郷紳會会長(右)より勲記の伝達を受けた野口氏。左より授与式の発起人、有馬庄英氏(有馬鎌江保健サービス社長)、同版星ワルテル連邦下院議員

**パラグアイ「絆」豆腐
被災地へ100万丁配布達成**

東日本大震災に際し、パラグアイのイグアス農協が大豆100トンを送り、同国の日系人が募金して集めた資金で豆腐を作り、被災地に100万丁を送るプロジェクトが震災直後より続けられてきたが、この2月22日で

**日系社会
Topics**



100万丁の配布を達成した。

パッケージに日本パラグアイ両国の国旗と「心はひとつ」の文字が入った豆腐を被災地へ届ける仲立ちをして配布までを行っているのは、岐阜県の(株)ギアリンクス(中田智洋社長)だ。同社は岐阜県の非常時の食糧確保を目的で設立され、アルゼンチンに直営の大豆農場を持ち、パラグアイの日本人農家が作った遺伝子組み換えでない大豆その他の農産物を輸入。日系農家への営農支援や、それらの農産物を使った商品開発・販売を行うNPO的な活動を行っている。

震災が起きた3月11日、中田社長はパラグアイにいた。3月14日、首都アスンシオンに日系人団体の代表者らが集まり対策を協議。その熱い気持ちを中田社長が現地で受け止めプロジェクトは始動した。

大豆は、すでに同社の倉庫にあった物を使い、被災地へ最初の出荷が行われたのは4月14日だった。運送方法もなく、ライフラインも整っていない中、初期の頃は社員がトラックで被災地へ直接持ち込み配布した。その後は、現地でネットワークが出来、広がっていったという。この2月には、イグアス農協、パラグアイ日本人会連合会に対し、野田総理大臣からの感謝状が贈られた。

同社では、4月14日に一周年を記念して、報告会「震災応援とうふ100万丁達成伝達式」を中津川市で行う。豆腐の配布は100万丁の大豆がなくなるまで続けられるという。

**海外移住資料館特別展
「南米移住地今昔
～1964から現在～」開催**



JICA横浜海外移住資料館では、東海道新幹線が開業し、東京オリンピックが開催された1964年当時に、南米各地の移住地で撮影された記録写真を展示する特別展「南米移住地今昔～1964から現在～」を開催する。

パラグアイ・イグアス移住地到着の様子や学校生活、ボリビア・サンファン移住地の運動会や移住者住宅での暮らしぶり等々、当時の貴重な写真を、発展した現在の様子と合わせて紹介。ブラジル・アマゾン地域の当時を知る人のインタビュー映像も上映する。

第9回海外日系文芸祭作品募集中!



当協会と海外日系新聞放送協会が主催する「第9回海外日系文芸祭(みなとみらい文芸祭)」の募集が始まった。

短歌または俳句部門とも、海外に住む人、日本に住む人どちらでも応募できる。両部門とも一般の部と学生の部に分かれ、俳句短歌を問わずすべての作品から最も優れた作品を「大賞」とし、一般の部大賞には衆議院議長賞、学生の部大賞には参議院議長賞が贈られる。

応募は、所定の投稿用紙にて。自作、未発表で日本語による作品に限る。海外からの投稿は無料。日本からの応募のみ一首、一句につき投稿料1,000円が必要。

お問い合わせは、当協会内海外日系文芸祭実行委員会事務局045-211-1780まで。

NIKKEI NO.12
海外日系人協会だより
Network
2012 MAR.

発行/(財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 赤レンガ国際館2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/白川 光徳

Health and Life Insurance for foreigners living in Japan

外国人のための医療・生命保険

✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険

✿ 外国人留学生向け保険

✿ 外国人技能実習生向け保険

✿ VIVA LIFE-S (Life coverage)
外国人向け生命保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社
(株)ビバビータメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

